

伊勢崎市保健施設個別施設計画

令和2年2月策定
(令和7年3月改訂)

伊勢崎市

目次

第1章	計画策定の目的.....	1
第2章	計画期間、対象施設.....	1
1	計画期間.....	1
2	対象施設.....	1
第3章	現状と課題.....	2
1	保健センターの役割.....	2
2	現状	2
3	課題	3
第4章	対策の優先順位の考え方.....	3
第5章	個別施設の状態等.....	4
第6章	対策内容、実施時期、費用.....	7
第7章	今後の対応方針.....	9

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を平成28年8月に策定、令和4年3月に改訂し、本市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」のうち保健施設（健康づくり課所管施設）について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和32年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和7年度から令和11年度（5年間）
- ② 中期：令和12年度から令和16年度（5年間）
- ③ 長期：令和17年度から令和32年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有する保健施設（健康づくり課所管施設）のうち、規模の小さな建物（50㎡未満のもの）を除いた健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センターの4施設、令和7年4月供用開始予定の（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター（以下新保健センターという）及び当課所管の西部公園（連取町）内にある健康器具（8基）を本計画の対象とします。

第3章 現状と課題

1 保健施設（保健センター）の役割

保健施設（以下保健センター）は、市民の健康の保持・増進を図る健康づくりの拠点施設です。市民が安心して子どもを生み育て、若年層から高齢期まで生涯を通じて元気に過ごせるように、妊産婦支援、乳幼児の成長発達支援や虐待予防、がんや糖尿病等の生活習慣病予防、自殺対策等に取り組んでおり、今後も継続して進めていく必要があります。

また、多様化する子育て世代のニーズに対応するため、子育て支援機能を拡充し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援事業が求められています。

2 現状

本市が所有する保健センターは、健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センターの4施設です。平成17年1月に旧伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の1市3町村が合併し新たな伊勢崎市となりましたが、合併後も旧市町村の保健センター運営を継続し、伊勢崎市区、赤堀地区、東地区、境地区に配置されています。総延床面積は、令和5年度において4,250.16㎡となっています。なお、赤堀保健福祉センター内には、伊勢崎市社会福祉協議会赤堀支所の事務所があり、地域福祉推進事業などを実施しています。

建築後の経過年数をみると、赤堀保健福祉センター以外の3施設が、昭和56年3月から昭和59年8月にかけて整備され、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した施設となっており、総延床面積は2,203.19㎡で4施設全体の51.8%を占めています。

現在の4施設についての次項「3 課題」を踏まえ、令和3年7月に（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て包括支援センター建設基本計画を策定しました。

保健センター一覧

	健康管理センター	赤堀保健福祉センター	あずま保健センター	境保健センター
運営形態	直営			
所在地	太田町 1178	西久保町二丁目 123-1	東町 2670-4	境 637
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	2階建	平家建	2階建	2階建
総延床面積	1,052.42㎡	2,046.97㎡	554.04㎡	596.73㎡
建築年月	昭和56年3月	平成14年3月	昭和59年8月	昭和56年3月
建築年数	築43年	築22年	築39年	築43年

また、西部公園（連取町）内にある健康器具については、平成17年度に、全部で9基設置され、損傷が著しい1基は平成30年度に撤去しています。

3 課題

赤堀保健福祉センターを除き、各保健センターは老朽化が進んでおり、手狭なうえエレベーターもなく、妊婦・乳幼児の安全管理に不安を感じる場面があります。また、プライバシーに配慮した個別の相談室がないなど、利用者に不安を与えている現状があります。保健センターは、高齢者や子育て世代の利用が多い施設ですが、ユニバーサルデザインに遅れが目立ちます。

更に、核家族化により育児の相談相手がいない等の子育て環境に対応するため、令和2年度には子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠中からの総合的支援を実施してきましたが、現状の施設規模では個別化、多様化する住民ニーズに十分な対応が難しい状況です。

このような課題から、施設の適切な更新として、新保健センターへの建替えをしますが、バリアフリー・ユニバーサルデザインや、脱炭素化に配慮した施設にする必要があります。

また、市民の健康増進のため設置された西部公園（連取町）内の健康器具については適正な保守点検を行っていますが、度々修繕を行っている状況です。

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、保健センターごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

重要性については、設置の目的や用途、施設の状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではない建物

老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、15年未満の建物
- B…建築後または大規模改修後、15年以上30年未満の建物
- C…建築後または大規模改修後、30年以上の建物

施設の改修や建替えの際には、重要性と老朽化度等により総合的に判断し、重要性がBの建物は、老朽化度を考慮し、他との統合や複合化を含めて対策を検討します。また、統合後の施設は基本的に有効活用または取壊しを前提として、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえで、新保健センターを除く4施設について、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものであり、利用者数及びコストは令和4年度の実績となっています。またコストとは利用者一人あたりのコストを指します。

【健康管理センター】

健康管理センターは、利用者数が多く、健康づくりの拠点として多くの事業を実施しています。令和6年度末まで機能面での運営を継続する必要性がありながら、手狭で使いにくさがあり、需要規模に応じた事業の実施が難しいことから建物の重要度はBとなっています。建築後の経過年数は43年のため、施設は古く老朽化度はCとなっています。

施設名称	健康管理センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	昭和56年3月
建築年数	築43年
法定耐用年数	50年
簡易耐震診断劣化調査	耐震性能は高い
主な修繕・改修	H23 空調設備 H26 トイレ設備
利用者数	8,760人
コスト	1,203円/人 年間の維持管理費 10,539千円 うち年間の駐車場借上費 2,233千円
劣化・損傷	壁にクラックが見られる。 屋根、庇の一部に損傷が見られる。
重要性	B
老朽化度	C

【赤堀保健福祉センター】

赤堀保健福祉センターは、利用者が多く、令和6年度末まで健康づくりの拠点として運営を継続する必要があることから、重要性はAとなっています。建築後の経過年数は22年であり老朽化度はBとなっています。

施設名称	赤堀保健福祉センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	平成14年3月
建築年数	築22年
法定耐用年数	50年
簡易耐震診断劣化調査	未実施
主な修繕・改修	H27 空調設備 H27 外壁タイル H28 空調設備 R2 高圧気中開閉器設備
利用者数	7,904人
コスト	1,662円/人 年間の維持管理費 13,139千円 うち年間の駐車場借上費 621千円
劣化・損傷	外壁のタイルに一部損傷が見られる。
重要性	A
老朽化度	B

【あずま保健センター】

あずま保健センターは、利用者が比較的少ないですが、令和6年度末まで存続が必要であり重要性はBとなっています。建築後の経過年数も39年のため、施設は古く老朽化度はCとなっています。

施設名称	あずま保健センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	昭和59年8月
建築年数	築39年
法定耐用年数	50年

簡易耐震診断劣化調査	未実施
主な修繕・改修	H24 屋上防水 H27 屋上防水 H28 屋上防水
利用者数	3,337人
コスト	1,129円/人 年間の維持管理費 3,768千円
劣化・損傷	壁にクラックや雨漏りの痕が見られる。
重要性	B
老朽化度	C

【境保健センター】

境保健センターは、利用者が比較的少ないですが、令和6年度末まで存続必要であり重要性はBとなっています。建築後の経過年数は築43年で、施設は古く老朽化度はCとなっています。

施設名称	境保健センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	昭和56年3月
建築年数	築43年
法定耐用年数	50年
簡易耐震診断劣化調査	耐震性能が低い、やや耐力の不足する建物
主な修繕・改修	H21 空調設備
利用者数	860人
コスト	2,415円/人 年間の維持管理費 2,077千円 ※警備委託料等については境支所での支払い
劣化・損傷	壁にクラックが見られる。
重要性	B
老朽化度	C

【西部公園（連取町）内の健康器具】

平成17年度に厚生労働省の老人保健推進費補助金を受けた介護予防促進調査事業において、市民が誰でも健康づくりに利用できる健康器具として設置したものです。

当初は9基設置していましたが、その内の1基は度重なる亀裂や損傷により、修

繕による安全確保が困難なため、平成30年度に撤去しました。残りの8基については、適正な保守点検を実施し、安全に使用できるように管理しています。

<平成28年度からこれまでの取り組み>

設備等の更新事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額（千円）	延床面積（㎡）
H28年度	赤堀保健福祉センター	空調設備改修工事	9,807	—
H28年度	赤堀保健福祉センター	下水道汚水管設置工事	7,668	—
H28年度	あずま保健センター	屋上防水工事	3,618	—
R2年度	赤堀保健福祉センター	高圧気中開閉器等改修工事	1,529	—
R5年度	赤堀保健福祉センター	電話機器更新工事	803	—

平成28年度から上記のような対策事業を実施してきました。

統廃合・集約化事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額（千円）	延床面積（㎡）
R3年度 ～R6年度	（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター	新保健センターに機能を集約するための、新施設基本設計業務委託、実施設計業務委託及び建設工事	2,593,425	5,319.24

4箇所の保健センターを統合し、令和7年4月に新保健センター供用開始に向け、上記の通り実施してきました。その結果としては、保有する延床面積は、5,319.24㎡となりました。

第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の施設の対策内容や実施時期及び対策費用について保健センター全体について示します。また、対策内容については以下の考え方を基本としています。

	更新の考え方
建替え	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、建替えの必要がある場合に採用します。
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、当初水準以上に機能を向上させる建物に関する改修工事（長寿命化を含む）、社会水準を満たすための改修工事及び設備電機の更新工事等の大規模改修の必要がある場合に採用します。

統合	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、類似施設と機能集約する場合に採用します。 他の施設に統合される場合、当該施設は原則として取壊しとなります。
複合化	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、異なる施設区分の施設と機能集約する場合に採用します。 他の施設に複合化される場合、当該施設は原則として取壊しとなります。
用途変更 (転用)	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建物を他の施設区分の用に利用することができる場合に採用します。
取壊し	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、用途変更や譲渡・売却、貸付ができない場合に採用します。

【保健センターの対策内容】

保健センターは、健康づくりの拠点として、市民が安心して子どもを生み育て、生涯を通じて元気に過ごせるように、妊産婦支援、乳幼児の成長発達支援や虐待予防、がんや糖尿病等の生活習慣病予防、自殺対策等を充実強化し、市民の健康づくりに努めなければなりません。

健康管理センター、あずま保健センター及び境保健センターは、老朽化が激しく、妊産婦や乳幼児等の利用が多い施設でありながら、手狭で安全面に不安であり、衛生面でも施設の構造上、十分な配慮ができない状況のため、建替えの必要性が高い状況でした。

これらの状況を踏まえ、公共施設を通じた行政サービスの維持向上のための最適な施設配置や効率的な管理運営を行っていくための意見を求める伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会により、改めて本市の保健センターのあり方が検討されました。その結果、市の限られた財源を有効活用し、長期的・経営的な視点に立った上での更新、維持管理費の削減、将来の財政負担の軽減の観点から、全ての保健センターの機能を統合し、プライバシーへの配慮や子育て支援機能を拡充するなど、社会情勢や住民のニーズに合わせた、誰もが利用しやすい健康づくりの基幹センター整備を、令和2年度から令和6年度の間に進め、令和7年4月には、新保健センターとし

て供用開始とすることとなりました。

また、その後の庁内関係部局による施設の有効活用の検討結果等を踏まえ、健康管理センター及び境保健センターは、統合後、保健施設としての用途は廃止し、将来的には施設を取壊します。赤堀保健福祉センター及びあずま保健センターは、施設を有効活用できるよう、庁内関係部局で検討していきます。

【西部公園（連取町）内の健康器具の対策内容】

現在設置している8基の健康器具は、適正な保守点検を実施し、安全に使用できるように管理していきますが、老朽化により損傷が著しい場合には、経済的有益性を鑑み撤去も検討します。住民ニーズや社会情勢を踏まえ、ウォーキング教室、ウォーキングマップやアプリの活用の周知、他課関連事業との連携等により運動する場や機会の提供を推進していきます。

【保健センターの対策時期及び費用】

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積	対策費用 (千円)
					令和7～11	令和12～16	令和17～32		
(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター	令和7年度	5,319.24	A	A			大規模改修	5,319.24	285,377
健康管理センター	昭和55年度	1,052.42	B	C	取り壊し			0	45,067
赤堀保健福祉センター	平成13年度	2,046.97	A	B	用途変更(転用)			2,046.97	0
あずま保健センター	昭和59年度	554.04	B	C	用途変更(転用)			554.04	0
境保健センター	昭和55年度	596.73	B	C	取り壊し			0	27,346

※新保健センターの対策費用は、空調及び給排水設備の経年劣化や老朽化に伴う大規模改修を想定しています。試算については、「令和5年度 新営予算単価」による費用に、延床面積を乗じた費用を掲載しています。また、健康管理センター、境保健センターの対策費用は、業者見積による解体設計費と解体費を計上しています。

※点検及び修繕は適正に実施します。

※健康器具の修繕等の費用は計上していません。

第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和32年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行

していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・4施設については、統廃合に取り組み、健康管理センター及び境保健センターは施設を取壊し、赤堀保健センター及びあずま保健センターは施設の有効活用を図るため、用途変更（転用）を検討します。
- ・新保健センターの建設にあたってはユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入と、「第3次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の内容を踏まえた脱炭素化の推進を検討するとともに、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市保健施設個別施設計画

令和2年2月策定

令和7年3月改訂

本計画策定課

健康推進部健康管理センター

電話：0270-23-6675